戦後の小学校内肢体不自由特殊学級の意義についてⅢ

-盛岡市立河北小学校肢体不自由特殊学級の養護学校義務制実施から特別支援教育への転換までの状況に着目して一

柴 垣 登* (令和3年11月25日受付) (令和4年2月19日受理)

SHIBAGAKI Noboru*

About the Significance of the Postwar Elementary School Special Class for Physical Disabilities III: Focusing on the Situation of Morioka City Kahoku Elementary School Special Class for Physical Disabilities from the Implementation of the Compulsory Special School for Children with Disabilities to the Conversion of Special Needs Education"

要約

盛岡市立河北小学校肢体不自由特殊学級は、昭和31(1956)年に設置された。現在障害の有無にかかわらず全ての子供が共に学ぶことを目指し特別支援教育が推進される中で、交流及び共同学習の推進と充実が図られている。同学級の65年の長きにわたる交流を中心とした実践は、今後の交流及び共同学習の推進と充実に資するものである。本論文では、昭和54(1979)年の養護学校義務制実施から平成19(2007)年の特別支援教育への転換までの状況に着目して、同学級の実践の経過をたどった。この間の同学級の実践は、特殊教育から特別支援教育への転換という状況の中で、小学校内の特殊学級としての存在意義をあらためて問いなおし、交流を中心とした実践の充実を図ったことを特徴とする。そのような同学級の実践は今後交流及び共同学習の推進と充実を図っていく際に参考となるものであり、そこから学ぶことが必要であると考えられた。

1. はじめに

本研究の対象である盛岡市立河北小学校肢体不自由特殊学級(以下「河北小肢体学級」)は、昭和31(1956)年11月に設置された。設置に当たっては、岩手県肢体不自由児協会をはじめとする肢体不自由のある子供を持つ保護者の、我が子を学校に通わせたいという願いがあった。全国的に見ても、肢体不自由児施設内に近隣の小学校の特殊学級が設置されることが主であった中で、小学校内の肢体不自由特殊学級としての設置は非常に早いものであった¹。以来65年の長きにわたって河

北小肢体学級は現在まで存続し、実践を積み重ねてきている。同学級の歴史はけっして順風に恵まれてきたわけではなく、在籍児童の病類の変化や障害の重度化、知的障害との重複障害のある児童の在籍、県立肢体不自由養護学校の発展と充実の中で小学校内肢体不自由特殊学級としての存在意義の問い直しを迫られるなど様々な試練を乗り越えてのものである(柴垣2022a、2022b)。

令和3 (2021) 年1月に「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議報告²」(以下「有識者会議報告」)が出された。同報告では「特別な支援を受ける子供の数が増加する中で、特別

支援教育をさらに進展させていくため」に,「障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に教育を受けられる条件整備」を推進するとし,その推進のために「障害のある子供と障害のない子供が,年間を通じて計画的・継続的に共に学ぶ活動の更なる拡充」を進めるとしている。そのために小中学校では,「特別支援学級と通常の学級の子供が共に学ぶ活動の充実」をさせることが必要としている。共に学ぶ活動の充実の中身としては次のように述べられている。

教師の専門性の向上等による特別支援学級の 充実とともに、特別支援学級の児童生徒が、特 別支援学級に加え、在籍する学校の通常学級の 一員としても活動するような取組が重要であ る。こうした観点から、子供の障害の特性や個々 の学習の状況等を勘案しつつ、ホームルーム等 の学級活動や給食等について、可能な限り共に 行うことが必要である。また、教科学習につい ても、児童生徒の障害の状態等を踏まえ、共同 で実施することが可能なものについては、年間 指導計画等に位置付けて、年間を通じて計画的 に実施することが必要である。(下線筆者、有 識者会議報告 [2021]6)

このような取組を進めていく上で、全ての児童 生徒ができる限り通常の学級に在籍して必要な時間に特別な指導を受ける取組や、特別支援学級と 通常学級との交流及び共同学習を活発に行うなど 先進的な取組を進めている自治体の情報の適切な 収集や発信を行うことを国に求めている。

河北小肢体学級では、設置当初から交流学級との学びを重視して実践を進めてきている(千葉2021)。設置以来65年間の実践は、先述のように様々な試練を乗り越えてきたものである。交流学級との学びを重視した実践の背景には、その時代の肢体不自由教育の状況の影響がある。むしろ、そのような試練を乗り越えて現在に至っている過程を明らかにし、そこから学ぶことが今後の「特別支援学級と通常の学級の子供が共に学ぶ活動の

充実」を進めていく上で必要であると考えられる。 本論文では、昭和54(1979)年に養護学校義務 制が実施され特殊教育の充実が図られた時期から、平成19(2007)年に特別支援教育への転換が 行われた時期までの河北小肢体学級の状況を明ら かにする。その上で全ての子供が共に学ぶことを 実現するために学校現場に求められるものは何か を明らかにすることを目的とする。

特に「障害の種類や程度に対応して教育の場を 整備し、そこできめ細かな教育を効果的に行うと いう視点」で展開してきた特殊教育から,「一人 一人の教育的ニーズを把握し、当該児童生徒の持 てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克 服するために、適切な教育を通じて必要な支援を 行う」という特別支援教育への転換3は、障害の ある子供の教育をめぐる方針の大きな転換であっ た。この転換は、ノーマライゼーションの進展や 障害の重度・重複化及び多様化の中で、本人や保 護者の教育に対するニーズの高まり等、様々な状 況の変化を受けたものであった。このような状況 の中で、河北小肢体学級の交流学級との学びを重 視した実践がどのようなものであったのかを明ら かにすることは次のような意義を持つ。それは特 別支援教育をさらに進展させていく上で, 小中学 校における特別支援学級と通常の学級の子供が共 に学ぶ活動を充実させていくために必要な理念と 実践の在り方を明らかにするというものである。

2. 河北小肢体学級の設置から養護 学校義務制実施までの状況

本章では、昭和31 (1956) 年の設置以後、昭和54 (1979) 年の養護学校義務制実施までの河北小肢体学級の状況について概観する。

2.1 昭和30年代の状況

設置当初、県内初の肢体不自由児を対象とした 小学校内の特殊学級であったことから、河北小肢 体学級は教育関係者をはじめマスコミなどの注目 を集めた。昭和31年11月1日の入学式の様子は翌 日の岩手日報に報じられている。その後も新聞記 者の取材や参観者の来訪も多く、昭和35(1960) 年,同36(1961)年,同38(1963)年には公開研究会を開催しその実践を広く公開している(河北小1963)。

先例のない中で、岩手医科大学や岩手大学の教員からの指導も受けながら学級担任を中心に手探りの実践が行われた(佐藤2006)。また、肢体学級の児童に接する教職員や他の児童の態度も温かく、全校をあげて肢体学級の児童を見守っていこうとする雰囲気があった(岩持1973、佐藤1993)。そのような状況の中で、設置当初1学級9人の児童で出発した同学級は、昭和35(1960)年には2学級15人、同39(1964)には児童数が19人にまで増加した。このような児童数の増加は、同学級の運営に新たな課題をもたらした。それは在籍児童の病類の多様化⁴や肢体不自由と精神薄弱の重複障害のある児童が在籍するようになったことにより教育課程編成や指導の困難さが生じたことである5。

昭和30年代の河北小肢体学級は、県内初の肢体不自由児の教育保障の場として、また県内の肢体不自由教育を主導するという位置づけのもと、学校全体として子供たちの交流を重視するという現在に続く同校の基盤が形成された時期である。同時に在籍児童の病類の多様化や重複障害のある児童の在籍により教育課程編成や指導の困難さというその後も続く学級運営上の課題が萌芽した時期であった(柴垣2022b)。

2.1 昭和40年から同54年養護学校義務制実施までの状況

昭和40年代から同54 (1979) 年までの時期は, 全国的に見て肢体不自由養護学校の充実が図られた時期である。昭和44 (1969) 年には全都道府県に肢体不自由養護学校が設置された。昭和48 (1973) 年には、昭和54 (1979) 年度から養護学校義務制を実施するとの予告政令が出された。義務制が実施されるということは、それまで就学猶予・免除されていた重度・重複障害の児童生徒が就学することを意味していた。それまで肢体不自由単一の児童生徒を主たる対象としていた肢体不自由養護学校の教育課程は大きく変革を迫られることになる(柴垣2022b)。 このように肢体不自由教育全体の変革が迫られる中で、河北小肢体学級もその存在意義を問われることになった。昭和30年代に萌芽した在籍児童の病類の多様化や重複障害のある児童が在籍することによる教育課程編成や指導の困難さがより顕著になるとともに⁶、肢体不自由養護学校が充実発展していくにともない同学級の在籍児童が減少していくという状況になったのである。

昭和47 (1972) 年度から同56 (1981) 年度まで同学級の担任を務めた杉村景弘教諭は、着任当初の同学級の課題として、①普通学校に併設する意義、②入学入級について、③教育課程の編成について、④経営上の予算について、⑤重度障害児の取扱いについて、⑥通学についての6つとし、校内での検討や盛岡市教育委員会との協議を行いながらこれらの課題解決を図った。とりわけ小学校内にある特殊学級としての存在意義を問い直すことにより、普通学級との交流を重視した実践の推進や関係機関との連携による機能訓練の充実などを図っている。結果として交流学習が大きな意義を持っていることが確認されるとともに、在籍児童の重度重複化に対応し、より望ましい交流のあり方を追求することが求められた(杉村1978)。

昭和40 (1965) 年から養護学校義務制が実施された同54 (1979) 年への河北小肢体学級のあゆみは、肢体不自由養護学校が整備されてくる中での養護学校との差異化や、在籍児童の病類の変化や重度重複化が進行していく中で肢体学級の存在意義を問い直し、現在に続く交流を重視した実践の基盤を構築していった重要な時期であったといえる(柴垣2022b)。

3. 養護学校義務制実施から特別支援教育への 転換までの全国及び岩手県下の状況

3.1 全国の状況

3.1.1 児童生徒数や病類の変化

図1は昭和27年度から平成7年度までの肢体不 自由養護学校数及び特殊学級数の推移を、図2は 昭和27年度から平成30年度までの肢体不自由特別 支援学校(養護学校)及び特別支援学級(特殊学級)

の児童生徒数の推移を示したものである。これを 見ると、義務制が実施された昭和54(1979)年度 に向けて肢体不自由養護学校数と児童生徒数が増 加し、実施翌年の同55(1980)年度には児童生徒 数は20,492人となっている。一方で肢体不自由特 殊学級数と児童生徒数は養護学校義務制実施前か ら減少を始め、児童生徒数は同52(1977)年度の 2,992人をピークとして以後は減少していること がわかる⁷。その後肢体不自由養護学校数は平成7 (1995)年度にかけて増加傾向、児童生徒数は平 成19(2007)年度にかけて横ばいから減少傾向に ある。一旦減少した肢体不自由特殊学級数は昭和 62(1987)年度から、児童生徒数は平成2(1990) 年度から再び増加傾向となっている。

増加する肢体不自由養護学校児童生徒の実態は、昭和54(1979)年の養護学校義務制実施前後の昭和40年代後半から50年代にかけては、「脳性まひ児が全国的に60~75%を占めるようになり、その結果、肢体不自由の程度が重く、知的障害を併せもつ、いわゆる重複障害児童生徒が、多く肢体不自由養護学校に在学するようになって」きた(文部省[1982]20)。昭和40年代から50年代以降

にかけての肢体不自由養護学校に就学する児童生 徒の障害の状態の変化について村田は次のように 述べている。

まず昭和40年代は、脳性まひの児童生徒の就学が年々増加して、それが在学児童生徒の70%台に達した。その後、昭和50年代以降は、脳性まひの児童生徒の在学率は減少し始めて、近年では50%を下回っている。しかし、脳性まひが減少する反面、それ以外の脳性疾患に基づく運動障害の児童生徒が増加していることが目立っている。(中略)脳性まひ以外の脳性疾患に基づく者の障害の状態は、肢体不自由が重度であり、加えて知的発達の障害を併せもっているものが多く、このことが肢体不自由養護学校就学児童生徒の障害の重度・重複化の主たる理由になっていると言える。(村田[1997]129-130)

このような状況について、肢体不自由養護学校では、「発達段階が1~3歳程度の児童が小学部に就学するようになっており、なかには0歳程度の児童もいるといわれている。このような肢体不

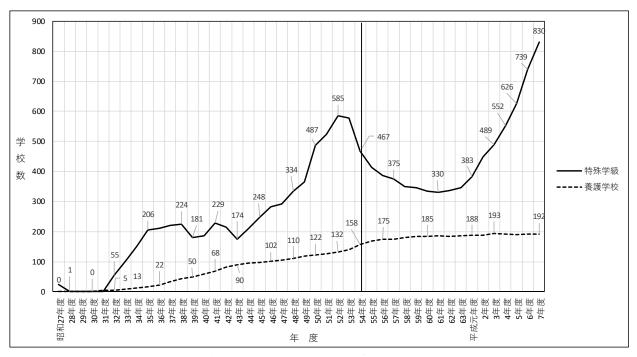
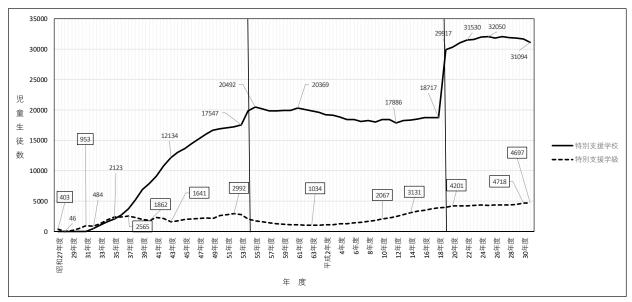


図 1 肢体不自由養護学校数及び特殊学級数の推移(柴垣2022aより)



特別支援学校のデータ及び特別支援学級の平成16年度以降のデータは文部科学省『特殊教育資料』のデータを使用。

特別支援学級の昭和27年度~平成7年度のデータは、村田(1997)『新版 日本の肢体不自由教育』所収のデータを使用。平成8年度~15年度のデータは、学校 基本調査のデータを使用。

※昭和47年度以前のデータには沖縄県分を含まない。

※平成18年度までは学校種(視覚障害=盲学校、聴覚障害=聾学校、知的障害=知的障害養護学校、肢体不自由=肢体不自由養護学校、病弱=病弱養護学校)ごとに集計。平成19年以降は、複数の障害種を対象としている学校はそれぞれの障害種にカウントしている。平成18年度から19年度に急増しているのはそのためである。

図2 肢体不自由特別支援学校(養護学校)及び特別支援学級(特殊学級)児童生徒数の推移

自由児に対して、何をどのように指導していった らよいかということについては、まだまだ未知の 分野が多く、その研究開発」が大きな課題であり、 特に「養護・訓練の内容・方法の研究開発」や重度・ 重複の肢体不自由児の「発達阻害要因の的確な把 握法や、それらを改善・克服するための指導内容・ 方法の研究開発が急務」であった(細村 [1981] 115-116)。

養護学校義務制実施によって肢体不自由養護学校の児童生徒の重度・重複化が進む一方で、肢体不自由養護学校の対象とならない軽度の肢体不自由児に対しては肢体不自由特殊学級か通常の学級において留意して指導することとされていた。しかし、肢体不自由特殊学級の児童生徒の障害の程度が肢体不自由養護学校に比べて軽度であるとはいえない状況もあった。肢体不自由特殊学級の児童生徒についても「養護学校在学者の場合とほとんど変わらず、全児童生徒の67パーセントが脳性まひ等脳性疾患によるもの」であり、「在学児童生徒の60パーセントが精神薄弱養護学校の教科

を取り入れた教育課程によっていることから推測 すると、その障害の状態も養護学校在籍者と比べ て軽度であるとは言い難い状況 | にあったのであ る (村田[1997]128)。本来軽度の肢体不自由児 を対象とする肢体不自由特殊学級において肢体不 自由養護学校の在学者と同じような重度・重複障 害の児童生徒が在学していた理由としては,「で きるだけ居住している地域の小学校・中学校で教 育を受けさせたいとの保護者の意向が反映してい るものと思われ」、「保護者の強い意向を受けて、 障害の状態がかなり重度の肢体不自由児童生徒に ついては、個別に特定の教員が一緒に付いて通常 の学級で教育を受ける例も, いくつかの市町村に おいてみられるようになって」おり、「最近にお ける在学者数の増加の割合以上に、肢体不自由特 殊学級数が急増しているのは、このような傾向を 示唆している」ものと考えられた(村田[1997] 129)。図3は、昭和33年度から平成30年度までの 肢体不自由特殊学級(特別支援学級)の1学級当 たり児童生徒数の推移である。昭和33(1958)年

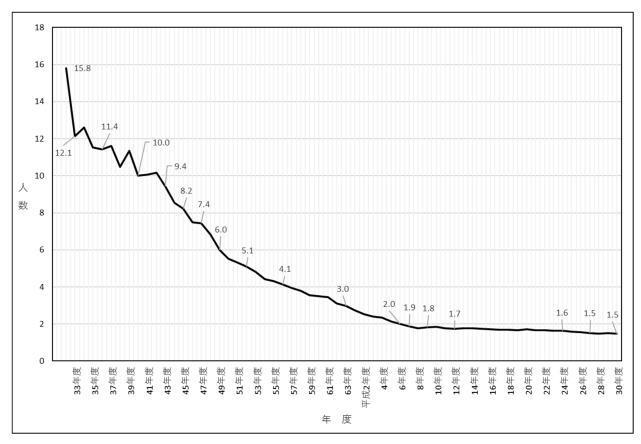


図3 肢体不自由特殊学級(特別支援学級)1学級当たり児童生徒数の推移

度には1学級当たり15.8人であったのが年々減少 し、平成7(1995)年度には1.9人、同30(2018) 年度には1.5人となっており、村田の考えを裏付 けるものとなっている⁹。

国立特殊教育総合研究所が、平成6(1994)年 度と平成12(2000)年度に全国の肢体不自由特殊 学級を対象に調査を行っている。平成6年度調査 による在籍児童生徒の病因は表1の通りであり、 脳性まひが最も多いものの、他にも様々な疾患の ある児童生徒が在籍しており多様化していること がわかる。平成12年度調査では在籍児童生徒の日 常生活動作の状況や、知的発達の状況、情緒的発 達の状況、健康上の配慮の状況が調査されてい る。その結果、何らかの介助が必要な者は小学校 で88%, 中学校で77%, 知的発達に遅れがある者 は小学校で70%、中学校で62%となっている。健 康上何らかの配慮が必要な者は小学校で70%、中 学校で72%となっており、本来なら肢体不自由養 護学校への就学に該当するような障害の重い子ど

表 1 肢体不自由特殊学級児童生徒の病因

				()	は人数
	病因名	小兽	学校	中等	单校
	脳性まひ	51.4%	(343)	44. 7%	(96)
	脳水腫(水頭症)	4.5%	(30)	2. 3	(5)
脳	小頭症	1.3%	(9)	0.9	(2)
性疾	脳外傷後遺症	2. 2%	(15)	3. 3	(7)
患	脳炎・髄膜炎後遺症	1.9%	(13)	3. 3	(7)
	その他	5.8%	(39)	10. 2	(22)
	計	67. 3%	(449)	64. 7	(139)
脊	二分脊椎	7. 8%	(52)	6.5%	(14)
144	脊椎側弯症	0.4%	(3)	0.9%	(2)
疾。	脊髄損傷	0. 7%	(5)	0.5%	(1)
世 脊 髄	その他	1.0%	(7)	2.8%	(6)
BUE	ä†	10.0%	(67)	10. 7%	(23)
筋	進行性筋ジストロフィー	6.3%	(42)	6.5%	(14)
原性	重症筋無力症	0.3%	(2)	0.5%	(1)
疾	その他	2. 4%	(16)	1.9%	(4)
患	≅†	9.0%	(60)	8.8%	(19)
	骨形成不全症	1.0%	(7)	2.3%	(5)
骨	胎児性軟骨異栄養症(軟骨発育不全症)	0.4%	(3)	0.9%	(2)
疾	モルキオ病	0.0%	(0)	0.0%	(0)
患	その他	0. 7%	(5)	0.0%	(0)
	ä†	2. 2%	(15)	3.3%	(7)
	アルトログリポージス	0.0%	(0)	0.0%	(0)
間	ペルテス病	0.9%	(6)	0.5%	(1)
接疾	間接リウマチ	0.0%	(0)	0.0%	(0)
患	その他	2. 7%	(18)	1.4%	(3)
	計	3.6%	(24)	1.9%	(4)
7	の他、上記の病因等に入らないもの	7. 8%	(36)	1.9%	(23)
	合計	66	67	21	5

国立特殊教育総合研究所(1994) 『全国小・中学校肢体不自由特殊学級実態調査報告書』3頁より。

もも肢体不自由特殊学級に在籍している状況がわ かる(国立特殊教育総合研究所2001)。

肢体不自由養護学校在籍児童生徒の重度・重複化が進行するとともに、肢体不自由特殊学級においても在籍児童生徒の重度・重複化が進行し、1学級当たりの在籍児童生徒数が減少していったというのが、養護学校義務制実施以後の全国の状況であった。また、肢体不自由養護学校にあっては、痰の吸引や経管栄養、酸素吸入などの医療的ケアの必要な児童生徒が増加し、その対応が求められるなど¹⁰、肢体不自由教育の在り方そのものが問われることとなっていった。

3.1.2 教育内容等の変化

在籍児童生徒の重度・重複化は教育内容や方法 等の変化をもたらす。文部省が1982年に発行した 『肢体不自由教育の手引き』では、肢体不自由教 育の対象児童生徒は、昭和30年代までは「障害の 程度も比較的軽く, 知的障害もほとんどなく, 身 辺自立も社会自立も可能な者」であった。しかし、 昭和40年代後半から50年代にかけては脳性まひ児 が60~75%を占め、その結果「肢体不自由の程度 が重く、知的障害等を併せもつ、いわゆる重複障 害児童生徒が、多く肢体不自由養護学校に在学」 するようになり、これらの重複障害児童生徒の多 くは「単に運動機能の側面だけでなく、知能や言 語等の側面においても重い障害を持っている」と いう状況になったことを踏まえ、それまでの「準 ずる教育内容・方法では対応できなくなり」、「児 童生徒の障害の状態や能力に応じて弾力的に教育 課程を編成し、指導できるように改められてきた」 と述べている(文部省「1982]20-22)。「重度・重 複障害児の教育をどのように推し進めていくか | が重要な課題となったのである(文部省[1982] 25)

重度・重複化の一方で、「その割合は総体的に 少ないとはいえ、小学校等の教育に準じた学習が 可能な者も在学」しており、その後の肢体不自由 養護学校における教育は「小学校等に準じた教育 が可能な者から、発達年齢が1歳前後の者までも 対象にしていることを認識し、これらの多様な児 童生徒の個々の実態に即した教育をいかに行うべきかに留意することが大切」というものになったのである¹¹(文部省[1982]23)。

このような肢体不自由養護学校の状況は、肢体不自由特殊学級においても、先述のような在籍児童生徒の実態から同様であり、重度・重複障害児童生徒への対応や、その一方で障害の程度が比較的軽度あるいは知的障害のない肢体不自由単一の児童生徒もおり、このように多様な児童生徒への教育をどのように行うかが課題となった。

3.2 岩手県下の状況

3.2.1 全体的状况

養護学校義務制実施前後及び以後の岩手県下の 肢体不自由教育の状況について述べる。

岩手県内の肢体不自由特殊学級は,長らく河北 小肢体学級だけであったが,昭和49 (1974) 年4 月に奥中山小学校に肢体不自由特殊学級が設置さ れた。その後,同51 (1976)年に盛岡市立上田中 学校に,同54 (1979)年4月に奥中山中学校に肢 体不自由特殊学級が設置されている。

肢体不自由養護学校については、昭和49 (1974) 年に盛岡養護学校一関分校、同釜石分校が設置され、肢体不自由教育の場が増加している。その後 同51 (1976) 年4月には両分校はそれぞれ一関養 護学校、釜石養護学校として独立している。両分 校はもともと病弱児治療施設である「一関療養所 (蘭梅学園)」、「国立療養所 (五葉分校)」が県立 移管されたものであるが、独立後は肢体不自由児 も対象としている。義務制実施に向けて養護学校 が整備されていく中で肢体不自由児の教育の場も 拡がっていった。

また、その後には普代村立普代小学校、大船渡市立盛小学校、陸前高田市立高田小学校、岩泉町立岩泉小学校などにも肢体不自由特殊学級が設置され、肢体不自由児が地域で教育を受ける環境が順次整えられてきた¹² (岩手県障害児教育史研究会2010)。

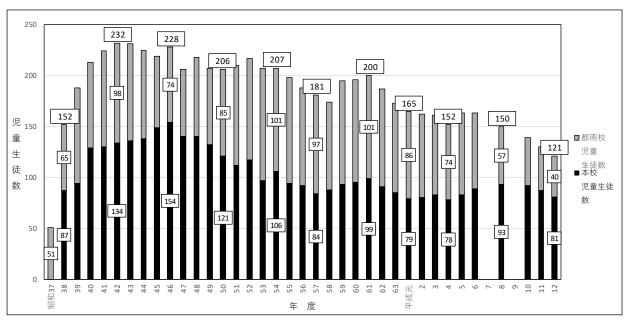
3.2.2 岩手県立盛岡養護学校の状況

岩手県立盛岡養護学校は、県下で最初の養護 学校として昭和37 (1962) 年4月に開校した。当 初の校名は岩手県立養護学校である13。昭和32 (1957) 年に開設された肢体不自由児施設である 岩手県立都南学園内に設置された都南村立手代森 小学校・同村立乙部中学校の特殊学級(都南学園 分校)が母体となっている。開設当初は小・中学 部だけであったが、昭和40(1965)年には高等部 が設置された。また、開設当初から寄宿舎が設置 され県下一円から肢体不自由の児童生徒が集まっ ていた。そもそも「肢体不自由児」とはいかなる 障害を持った子供であるかを知ること、寄宿舎が 未完成で浴室も寝室もない中で県内各地から集 まった子供たちに食べさせ、寝させ、入浴させる かが課題となり、教材の大部分と機能訓練の小道 具は教職員の工夫考案による手作りという状況か らの出発であった(渡辺1994)。同校では開校当 初から昭和43(1968)年度までを「草創期」。同 44 (1969) 年度から同56 (1980) 年度までを「発 展期」、同57年度以降を「充実期」としている(岩 手県立盛岡養護学校1993)。養護学校義務制実施 以降の時期はこの充実期に当たる。

図4は、同校の開校以降平成12 (2000) までの 児童生徒数の推移を示している。昭和40年代が 最も多く、養護学校義務制が実施された昭和54 (1979) 年を含む同50年代は減少傾向で, 同58 (1983) 年度から同61 (1986) 年度にかけて若干 増加するが, その後はずっと減少している。

児童生徒数が減少¹⁴していく一方で、全国的な傾向と同じくしてその重度・重複化、多様化が進んでいく。表2に示したように、それまで多かった脳性まひや骨系統疾患は減少していき、他の脳性疾患や他の脊髄・脊椎疾患が増加していく。それに伴い教育実践や研究内容も変化していく。毎年行われていた教育研究のテーマを見るとそのことがよくわかる。全校統一課題で研究が行われるようになった昭和62(1987)年度以降の毎年の研究テーマは以下のようなものである¹⁵。

- S62,63…児童生徒の障害と能力に対応する教育課程はどうあればよいか
- H1~8…児童生徒の障害と能力に対応する教育課程及び指導はどうあればよいか
- H9 …児童生徒の実態に即し、一人一人の 力を伸ばす教育課程及び指導はどう あればよいか
- H10~12…児童生徒の障害と能力に対応し、一人一人の力を伸ばす指導はどうあれ



岩手県立盛岡養護学校(1993) 『30周年記念誌』66-67頁より作成

図 4 岩手県立盛岡養護学校(本校・都南校)全児童生徒数の推移

ばよいか

H13~14…児童生徒の実態に応じ、一人一人の 力を伸ばす指導はどうあればよいか H15 …生きる力を育む教育の実践を目指して H16~18…自立活動の指導の充実を目指して

これら以前の昭和58 (1983) 年度から61 (1986) 年度は各学部ごとに研究テーマを設定していたが、そのテーマも児童の発達や実態に即した教育課程や指導の在り方についてであった。平成元 (1989) 年度の研究紀要の巻頭言として当時の菅原校長は、養護学校義務制実施から10年が経ち、重度・重複化、多様化した子供たちへの適切な対 応のために「教育課程の改善、施設設備の充実、 進路指導、養護・訓練の検討など、どの課題も短 時間では解決が困難で、本腰を入れて、よく組織 された体制のもとに、継続的な努力」が必要であ ると述べている(菅原1990)。まさに養護学校義 務制実施以後の同校の研究と実践は児童生徒の重 度・重複化、多様化への対応であった。例えば小 学部の昭和61(1986)、62 (1987) 年度の研究では、 それまでに作成した教育課程の類型の4つのコース¹⁶を基に研究を行っている。平成元(1989)年 から同3 (1991) 年には養護・訓練について、同4 (1992) 年から同6 (1994) 年には重度障害児童 を発達段階と障害を考慮して3つのグループ¹⁷に

表 2 岩手県立盛岡養護学校 障害内容の推移一覧(本校・都南校)

年度	在籍者数	脳性麻痺	疾 の脳性	麻脊髄性脳性	脊椎疾患	筋原性疾患	骨系統疾患	代謝性疾患	瘢痕治癒等	四肢の奇形・	関節疾患	そ の 他
昭和38	152	30	1	67	5	2	8		6	6	18	8
39	179	49	3	65	1	2	6	3	8	11	26	5
40	213	64	2	66		3	10	3	19	7	31	1
41	224	70	2	68		1	9	4	22	7	31	10
42	233	82	2	69			8	9	18	4	34	7
43	232	91	1	62	9		10		14	5	36	4
44	224	105	2	55	7		12		12	1	24	6
45	219	113		46	9		12		10	3	17	9
46	230	130		41	9	1	10		8	4	14	13
47	206	125		30	6	1	6		9	5	8	16
48	218	134		28	8	2	4		8	5	7	22
49	207	124		27	8	1	4		9	6	8	20
50	205	127		22	4	1	6		9	7	5	24
51	210	133		19	4		6		12	5	7	24
52	219	140		18	4		5		9	6	5	32
53	207	136		4	3		8		4	4	5	43
54	207	136		2	3		8		15	4	6	33
55	198	123			3		9		11	4	5	43
56	188	120		1	1		15		14	3	4	30
57	181	114					26		10	3	3	25
58	176	106				1	20		9	1	2	37
59	195	112				6	21		9	2	1	44
60	196	109				6	18		11	4	1	47
61	200	111			5	6	14		10	4		50
62	187	111			7	7	11		6	2	1	42
63	173	99	24		17	12	5		2	2	4	8
平成元	165	94	26		17	11	4		3	2	5	5
2	162	90	26		18	9	5		2	1	3	8
3	161	86	32		16	10	4		2	1	2	9
4	152	79	22		17	10	2		3	3	8	10

岩手県立盛岡養護学校(1993) 『30周年記念誌』68頁より

分類して事例研究や授業研究を行うなど, 児童の 重度・重複化, 多様化に対応した研究や実践を行っ ている。

施設・設備面では昭和58 (1983) 年度に養護・訓練用のプールが設置され、平成4 (1992) 年度には新校舎が完成した。また、近隣の学校や他の養護学校との交流教育、地域の人々との交流などの実践も重ねていく。

以上のような研究や実践を積み重ねることによって、県内の肢体不自由教育の研究や実践は「県内唯一の肢体不自由教育を担う」同校が主となっていく(岩手県立盛岡養護学校 [1993]53)。また、平成15(2003)年度からセンター機能・地域支援の活動を開始し、県下の幼稚園小中学校等に在籍する肢体不自由児への支援を行っている。まさに、養護学校義務制実施とそれ以後の時期は、肢体不自由教育全体が重度・重複化、多様化していく中で同校がそれらの課題に対応し研究と実践を充実させるとともに、県内の肢体不自由教育全体の発展、充実を主導していくようになった時期であった。

4. 養護学校義務制実施から特別支援教育 への転換までの河北小肢体学級の状況

河北小肢体学級は、昭和31 (1956) 年の設置当初は県内初の肢体不自由児の教育の場であり、同37年 (1962) 年の岩手県立養護学校の開校までは県内の肢体不自由教育を主導する立場であった。しかし、岩手県立養護学校のその後の発展、充実や在籍児童の病類の変化、重度・重複化が進行していくにともない、昭和40年代以降その存在意義を問い直し、交流を重視した実践に移行していったことは先述の通りである。では同54 (1979) 年以降、平成19 (2007) 年に至る時期に同学級はどのような実践を行っていたのであろうか。

4.1 児童数や病類の状況

図5は、河北小肢体学級の児童数の推移を示したものである。昭和39(1964)年には19人の在籍があったが、その後は年度によって増減はあるものの養護学校義務制が実施された昭和54(1979)年に向けて減少傾向が続く。平成2(1990)年には在籍児童生徒数は1人となっている。その後も

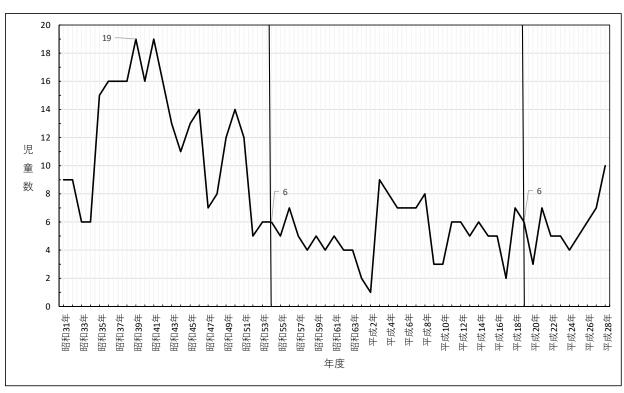


図5 河北小肢体学級児童数の推移

増減を繰り返しながら、平成24(2012)年以後は 再び増加に転じていく。

学級数は設置当初1学級であったのが、児童数の増加から昭和35 (1960) 年度に2学級となっていた。しかし、児童数の減少から昭和47 (1972)、48 (1973) 年度には1学級となっている。同49 (1974) 年度から同50 (1975) 年度は一旦2学級となったが、同52 (1977) 年度¹⁸からは1学級となったが、同52 (1977) 年度¹⁸からは1学級となり、その後はずっとこの状況が続く。平成28 (2016) 年度からは再び2学級となり、現在に至っている。図5には示されていないが、令和3 (2021) 年度の在籍数は9人、学級数は2学級となっている。

在籍児童の病類も、昭和40年代には脳性まひがほとんどであったが、昭和50年代以降は全国的な状況と同じく変化していく。表3は平成早期¹⁹の在籍児童の病類を一覧にしたものである。

表3 平成早期の河北小肢体学級児童の病類一覧

児童	病類	障害の状況
А	脳性まひ	跛行,右上肢不全,排便要介助, 食事・更衣一部介助,境界線知能
В	脳性まひ	よろめき歩行,右上肢不全,排便 要介助,食事・更衣一部介助,中 度精神薄弱
С	骨軟骨異栄養症	歩行困難,排尿便要介助,食事・ 更衣一部介助,中度精神薄弱
D	両側先天性内足による 両下肢機能障害	補装具・クラッチ歩行,普通知能
Е	発育不全,心臓病	軽度精神薄弱
F	先天性多発性関節拘縮症	補足具・車いす,両上肢不全,排 便要介助,食事・更衣一部介助, 普通知能
G	右先天性内反足右下腿 捻転	跛行,軽度精神薄弱
Н	脳血管もやもや病	右上肢不全,更衣一部介助,軽度 精神薄弱,視知覚障害
Ι	髓膜炎後遺症,右片麻痺	多動,排便要介助,更衣一部介助,中度精神薄弱

9名中脳性まひは2名しかおらず、病類が多様化していることがわかる。また、境界線知能や軽度又は中度の精神薄弱の児童が7人おり重複化していること、排便や食事、更衣等の介助が必要な児童がほとんどで重度化していることもわかる。

表4は平成10年代後半の在籍児童の病類を一覧 にしたものである。表3と同じく脳性まひの児童 は少なく、ここでも病類が多様化していることが わかる。また、表には明記されていないが、学年 相当の教科学習が可能な児童は3名である。

表 4 平成10年代後半の河北小肢体学級児童の病類一覧

児童	病類	障害の状況
А	現在解明中	自力歩行できるがふらつき激し く, 集団行動が難しい
В	先天性脳欠損 左片麻痺 側頭葉てんかん	左半身にやや不自由があるが,活動的で外に出て遊びたがる。
С	進行性脊髄性筋委縮症の 疑い	両下肢の筋力低下のため、階段昇 降は手すりが必要。
D	脳室周囲白質軟化症	軽度で通常学級児とほとんど変わらないが、疲れてくると体の揺れが大きく転んだりすることがある。
Е	両股関節脱臼 ミオパチー(セントラル コア)	自力歩行できるが,不安定で転倒 しやすい。支えなしで立つことは 難しい。
F	二分脊椎 脊髄髄膜瘤による神経因 性膀胱	排尿便に介助が必要。両足首下麻 痺のため装具着用。自力歩行でき るが不安定。
G	多発性内軟骨腫症	骨の内部が軟骨化し、湾曲したり 骨折したりしやすくなる。定期的 に手術し矯正。転倒要注意。

養護学校義務制実施後特別支援教育への転換までの河北小肢体学級の在籍児童の状況は、全国の状況と同じように病類の多様化、障害の重度・重複化が進んでいた。

4.2学級経営方針など

表5は平成3 (1992) 年度と同19 (2008) 年度の河北小肢体学級の学級経営方針を示したものである。この間に15年ほどの開きがあり表現に若干の違いはあるが、その内容はほぼ同じである。基礎的な内容に重点を置いた教科指導や学級活動、基本的な生活習慣を身につけ集団への適応を図る生活指導とともに、同学年や他学年との交流を図り、精神的、身体的、知的な伸展に努め、望ましい社会性や人間関係を育てることを重視していることがわかる。ちなみに昭和50 (1975) 年度の同学級の経営方針では「可能な限り普通学級(健常児)との交流をはかり、活動範囲を広げ経験を深めることにより、精神的身体的知的な可能性の伸展に努力し、のぞましい自立的な人間形成をはかる」

(盛岡市立河北学校 [1975]7) とされており、交流を通した人間形成や人間関係の育成を重視するという方針は変わっていない。

表 5 河北小肢体学級の学級経営方針

児童	平成3年度	平成18年度			
	一人一人の実態を把握し,	一人一人の実態を把握し,			
(1)学習指導	基礎的な学習内容を重点的	基礎的・基本的な学習内容			
	に指導する。	を重点的に指導する。			
	障害の実態を把握し,それ	障害の実態を把握し,それ			
(2)学級活動	に即した発達段階をふま	に即した発達段階をふま			
(乙)于7汉/白到	え,基礎的な内容の活動を	え,基礎的な内容の活動を			
	指導する。	指導する。			
	基本的な生活習慣を身につ	基本的な生活習慣を身につ			
(3)生活指導	けさせ,更に集団への適応	けさせ、さらに集団への適			
	をはかっていく。	応を図る。			
	可能な限り, 健常児との交	可能な限り通常学級との交			
	流をはかり、経験を豊かに	流を図り経験を豊かにする			
(4)同学年と	持たせることにより, 精神	ことにより,精神的・身体			
の交流	的,身体的,知的な伸展に	的・知的な伸展に努め,望			
	努め,望ましい人間形成を	ましい社会性や人間関係を			
	図る。	育てる。			
(5)他学年と	他の学年児童との交流の機	他の学年児童との交流の機			
の交流	会を多くし,相互理解を深	会を多くし、相互理解を深			
の文派	めたい。	める。			
	校舎内外の危険個所を	校内外の危険個所を調べ,			
(6)安全指導	チェックし,事故のないよ	事故のないよう安全に配慮			
	うに安全に配慮する。	する。			

河北小肢体学級の開級35周年, 同50周年記念誌より作成。

4.3学習指導の状況

児童により学習指導の状況は異なっていた。先の表4の児童では、Aの児童は障害の状況から集団活動が難しいために肢体学級で授業を受け、B・Cの児童は肢体学級での授業の他は可能な限り交流学習に参加、D・E・F・Gの児童は自立活動や学級独自の活動以外は、国語や算数を中心に同学年の通常学級で受けることを基本にしている。

通常学級での授業では、学習内容について特別な配慮等はなく、他の児童と同一の内容を学習している。例えばB・C児は同学年の算数の授業に参加する際に、肢体学級の担任が一緒に入っているが、あくまでも授業の流れの中での両児童の学習の様子を見ながら、両児童が自力で問題を解いたりする際の必要な場面での支援を行っている。通常学級で受ける授業では、授業の準備や片付け、教室移動の場面など肢体不自由から生じる困難へ

の対応等必要な支援は行われていたが,学習内容 や学習活動では基本的に他の児童と同じように行 われていた。

4.4 自立活動の状況

自立活動は、肢体学級でそれぞれの児童の目標に合わせて行われている。先の表4の児童に対して行われた自立活動の授業では、教員2名でA~Fの児童を対象に合同で行っている。表6はその展開である。

表6 自立活動の展開

段階	学習内容・学習活動	指導上の留意点
	1.下肢のストレッチ	・1~3までは,2人1組中心に活動する。
導入	・腰の回旋運動	E-B
(7)	・足首と膝の関節運動	F-C
		D−A ←T2
	2.上肢の筋力強化	・2人1組になって,それぞれ交代しなが
	・腹筋運動	ら活動する。
	・3点支持, 2点支持	・T1は全体を見渡せる場所に位置し,そ
	・両腕で腰を上げる運動	れぞれに必要な支援を行う(膝の深い
	3.下肢の筋力強化	曲げ伸ばし、つま先を前に向けた歩
	・ブリッヂ又は腰上げブ	行,両手の均等使用等)。
	リッヂ	・T2はA児のそばに位置し,可能な範囲
	・片膝立ち	で見守りながら必要な支援を行う(転
展開	・壁を支えにしたスク	倒しそうになったときの支援,授業以
(35)	ワット	外の会話になったときの修正等)。
(55)		
	4.サーキットトレーニング	・コーナー毎に自分でチャレンジする回
	・丸形トランポリン	数を決め,それをクリヤーできたら
	・大型バランス台	シールを貼る。
	・V字路歩行	・階段昇降がクリヤーできたところで
	・斜面昇降	ゴールとし,すべり台を降りてくる。
	・トンネルくぐり	・それぞれのコーナーに名前をつけ,道
	・階段昇降	順を掲示して,ゴールに向けての意欲
	・すべり台	づけをする。
	5.感想や反省の発表	・全員が発表できるようにさせたい。
終末	・今日の学習の感想やめ	
(3)	あてについての反省な	
	どを発表し合う。	

河北小肢体学級の開級50周年指導案集掲載の指導案を一部改変。

児童の課題や目標から共通の学習内容・学習活動を設定し、2人1組での活動で集団性を持たせつつ、個人でのサーキットトレーニングを取り入れ、その目標回数などは児童自身が決めて取り組むなど児童の自発的、主体的な活動を引き出すような展開になっている。また、T1と T2の役割分担を明確にし、配慮や支援が必要な児童の側に T2が付くなど指導上や安全上の配慮を行いつつ指導を行っている。

また, 平成19 (2007) 年の特別支援教育への転

換期に河北小肢体学級担任であった教員は当時を 振り返り「視覚支援学校専攻科の学生と一緒に自 立活動を行ったことが深く印象に残っています」 (岩井澤2016)と述べており、岩手県立盛岡視覚 支援学校で理療等を学ぶ専攻科学生も関わりなが ら自立活動が行われていたこともわかる。

4.5普通学級との交流の状況

平成16 (2004) 年度から同19 (2007) 年度まで 4年間河北小肢体学級の担任を務めた東海林隆幹 教諭は、担任した当初に見た光景を次のように述 べている。

私が2年前はじめてあおば学級を担任したとき、階段の手すりを使ってゆっくりとしか上り下りができない子がいました。その子は一生懸命一歩一歩踏みしめながら階段を上っています。すると、通り過ぎた子どもたちが口々に「○○ちゃん、がんばって!」といいながら上っていくのです。それもごく自然に。私はとても驚きました。それと同時に、これが50年という伝統の中で脈々と育まれてきた力なのだ、ということを改めて実感したのです。励まし、励まされながら共に育つ喜びを、河北の子どもたちは知っています。(東海林[2006]8)

当時の交流は、授業や縦割班活動、集会活動、運動会や学習発表会などの行事等さまざまな場面で行われていた。例えばある児童の場合は、朝の会から終わりの会まで通常学級で一緒に生活することが基本であり、週1~2時間の自立活動の時間や肢体学級独自の行事以外は通常学級で過ごしていた。そのため、本人も他の児童も同じ学級の一員であると思っており、学級目標や学級のきまりも係活動においても守らなければみんなと同じように注意されていた。ただし、重い物を持って階段を上がることは危険なので給食当番などは配慮がされていたり、体育の球技などで他の児童のスピードについて行けない場面では肢体学級担任と通常学級担任で配慮事項を確認しながら行ったりなどがされていた。

河北小学校における肢体学級児童と通常学級児童の交流はごく自然な当たり前のことであった。 ある肢体学級児童の保護者は、修学旅行に同行した際に、はじめのうちは保護者が車いすを押していたところ、そのうちに他の児童が「僕が押します。任せてください。」、「松葉杖は僕が持っています。」と手を差し伸べてくれた様子から次のように述べている。

河北の子にとって、「あおば学級」の存在は 当たり前になっているのでしょう。そして、当 たり前に手を差し伸べる子が育っているのでは ないでしょうか。五十年の積み重ねがもたらし た「当たり前のこと」。そのことに大いに感謝 したい。そして、今後も河北の子に「当たり前」 の存在であり続けてほしいと願います。(河北 小[2006]16-17)

設置された当時の、他の子と同じように当たり 前に学校に行きたいという肢体不自由のある児童 の思い、我が子を学校に通わせたいという親の願 いは、河北小肢体学級の50年の実践を通して実現 しているといえるのではないだろうか。

5. まとめ

平成16 (2004) 年4月から同26 (2014) 年3月の 特殊教育から特別支援教育への転換期に河北小肢 体学級担任を務めた岩井澤通代教諭は当時を振り 返って次のように述べている。

河北小では、かなり前から交流学習を行っており、子ども達や保護者の願いが注ぎ込まれた教育を行っていた素晴らしい学校だと言えます。(中略)校内だけでなく、地域や機関との多くの関わり合いの中で、子どもたちはコミュニケーション能力を高めることができました。自分に自信をもち、堂々とした態度になっていく子ども達に成長を感じたものです(岩井澤2016)。

河北小肢体学級の実践からは、インクルーシブ 教育実現のためには、障害の有無に関わらず共に 学び生活することが当たり前であるとする感覚が 醸成され共有されることがまず必要であると考え られる。今後全国各地でインクルーシブ教育が実 現していくためには、肢体学級を中心に学校全体 が肢体不自由のある児童やその保護者の願いに応 え、「交流」を中心とした長年の実践を積み重ね てきた河北小学校の実践から学ぶことが必要であ る。

しかし、現時点で残された河北小肢体学級に関する資料は少ない。本論文では同学級の養護学校義務制実施から特別支援教育への転換までの状況を述べたが、それはあくまで残された資料に基づく点と点をつなぎ合わせたものにすぎず、同学級の歩みを正確に辿れていないのではないかという恨みがある。そのため、さらに資料の収集を進めていくこと、同学級に在籍した児童やその保護者、学級担任等同学級に関わった関係者からの聞き取りを進め、資料からだけでは見えない様々な当事者の思い等を明らかにし、点と点の間の隙間を埋めていくことが今後の課題である。

1 全国肢体不自由養護学校長会が昭和56 (1981) 年に発行した『肢体不自由教育の発展 改訂増補版』では、小学校内に 肢体不自由特殊学級が設置され始めたことについて、それは 全国的な傾向というよりも、特に兵庫県において見られたものであるとしている。その理由は以下のように述べられている。

肢体不自由児施設内に近隣の小・中学校の特殊学級が設置されていくのとほぼ並行して、昭和29年(1954)から小学校内に肢体不自由特殊学級が設置され始めた。これは全国的な傾向というよりも、特に兵庫県において見られたものである。その理由の一つは、同27年4月、大阪府立盲学校内に肢体不自由特殊学級が開設されたことが刺激となったこと、更に同年の厚生省の肢体不自由児(要保護児童)実態調査や同29年の文部省の肢体不自由児実態調査(兵庫県が、このとき抽出県となる)などによって、兵庫県下に相当数の肢体不自由児がいることが見込まれたことなどである。(全国肢体不自由養護学校長会[1981]35)

岩手県も昭和29年の文部省の肢体不自由児実態調査の際の対象となっている。昭和29年県教育統計調べによると、当時県内公立小学校に在籍する肢体不自由児童数は男女合計1,230名であった(岩手県教育委員会 [1982]582)。この文部省調査の結果が、河北小肢体学級の設置にどのような影響を与えたかは明確ではない。しかし、岩手県教育庁発行の『岩手県教育年報1956』でも上記の結果には触れられており、岩手県肢

体不自由児協会の要望に応え同学級を設置する際に,この調査結果も何らかの形で考慮されたのではないだろうか。

兵庫県内の小学校の肢体不自由特殊学級は、昭和29 (1954) 年5月に姫路市立広畑小学校、同30 (1955) 年に尼崎市立長洲 小学校,姫路市立栗生小学校、同市立船場小学校に、同33(1958) 年に西宮市立浜脇小学校に設置されているが、それらと比較 しても河北小肢体学級の同31年設置は早いことがわかる。

2 令和元(2019)年9月に、「特別支援教育の現状と課題を整理し、一人一人のニーズに対応した新しい時代の特別支援教育の在り方や、その充実のための方策等について検討を行うため」に設置された。以後令和2(2020)年12月まで13回の会議を行い、令和3(2021)年1月に報告を出した。

引用は「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議の開催について」(第1回会議資料1)より。 https://www.mext.go.jp/content/20200109-mxt_tokubetu01-00069_1.pdf (2021.11.25閲覧)

- 3 平成15 (2003) 年に、今後の特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議が出した「今後の特別支援教育の在り方について(最終報告)」より。 https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/054/shiryo/attach/1361204.htm (2021.11.25閲覧)
- 4 設置当初の在籍児童9人の病類はCP(脳性まひ)4人,結 核性関節炎5人であったが,昭和39年度の在籍児童19人の病 類はCP9人,ポリオ5人,先天性股関節脱臼2人,外傷2人, 骨髄炎1人となっている(杉村1973)。
- 5 河北小肢体学級の初代担任であった佐藤ミツ教諭は、昭和 33 (1958) 年11月23日~25日に開催された岩手県教員組合教育研究集会の特殊教育分科会で、同学級の課題として肢体不自由と精神薄弱との重複障害(報告では「二重障害」と表記)の児童が混在している場合の指導の困難さを報告している(岩手県教員組合1958)。
- 6 肢体不自由と精神薄弱の重複障害のある児童の在籍による 教育課程編成や指導の困難さが生じている状況は、当時の資料からうかがえる。例えば、昭和46 (1971) 年度の河北小学校の実践記録集に掲載されている肢体学級の指導案(河北小1971) や、盛岡市教育研究会の昭和43年度版の研究紀要に掲載された河北小肢体学級の音楽指導の事例(盛岡市教育研究会1969)では、いずれも精神薄弱との重複障害のある児童の存在が課題となっていることが述べられている。
- 7 河合 (2019) は、特殊学級数や児童生徒数の減少について、 養護学校義務制実施前に就学猶予・免除となっていた児童生 徒の受け皿となっていた特殊学級が、義務制実施後は閉級と なったり、独立して肢体不自由養護学校となったりしたこと も理由としている。
- 8 昭和53 (1978) 年8月12日に「特殊教育に関する調査研究会」 が文部省初等中等教育局長に報告した「軽度心身障害児に対 する学校教育の在り方(報告)」では、軽度の肢体不自由児 に対する教育措置基準、特殊学級と通常学級における指導内 容及び指導形態について次のように述べている。

1. 教育措置基準

肢体不自由の程度が学校教育法施行令第22条の2の表肢体不自由者の項に規定する程度に達しない軽度の者(以下「軽度肢体不自由者」という。)については、必要に応じて軽度肢体不自由者のための特殊学級(以下「肢体不自由特殊学級」という。)を設けて教育するか又は通常の学級において留意して指導すること。

また,軽度肢体不自由者の教育措置の決定に当たっては, 医学的,心理学的,教育的な観点から総合的に判断して, その適正を期すること。 2. 指導内容及び指導形態

肢体不自由特殊学級においては、障害の状態を改善し、 又は克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養 うための指導など、軽度肢体不自由者の実態に即した適切 な指導を行うとともに、通常の学級との交流の機会を設け るよう配慮すること。

また、通常の学級において、軽度肢体不自由者の指導を 行う場合には、学習環境等への配慮のほかに、必要に応じ て当該学校若しくは当該学校以外の学校における肢体不自 由特殊学級への通級による指導又は専門の教師の巡回によ る指導などの方法を地域の実態に応じて考慮すること。

- 9 河合 (2019) はこの点について、対象児が1人のような場合でも肢体不自由特殊学級を設置する市町村が増加していることともに、平成5 (1993) 年度から開始された通級による指導を行う通級指導教室が肢体不自由の場合極端に少ないことも特殊学級の増加につながった可能性があることを指摘している。
- 10 医療的ケアについては、文部科学省が厚生労働省と各都道府県教育委員会の協力を得て、平成10 (1999) 年度からモデル事業を実施し、盲・聾・養護学校における医療的ケアの実施体制整備の在り方について検討を行ってきた。平成16 (2004) 年10月には厚生労働省医政局長から文部科学省初等中等教育局長宛に、「盲・聾・養護学校におけるたんの吸引等の取扱いについて」の通知が出され、看護師の常駐や必要な研修を受けることを条件に、教員がたんの吸引や経管栄養の見守り行うことはやむを得ない(違法性阻却)とされた。平成24 (2012) 4月には、社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正が行われ、特別支援学校の教員が制度上医療的ケアを実施できるようになっている。
- 11 このような状況に対応するために、現在多くの肢体不自由特別支援学校で行われている教育課程の類型化が行われるようになった。現在では①小学校等の教育に準じたもの、②下学年・下学部の目標・内容と代えたもの、③知的障害特別支援学校の教育内容を中心としたもの、④自立活動を中心としたものの4つの類型が一般的であるが、この時の『自立活動』の手引き』には次の3つが示されている。
 - ①小学校等の教育に準じたもの
 - ②精神薄弱養護学校の教育内容を中心としたもの
 - ③養護・訓練の内容を中心としたもの

(文部省「1982」23)

12 令和2 (2020) 年度の県内の肢体不自由特別支援学級数は、 小学校22学級 (設置校数は21)、中学校12学級 (設置校数は 12校)となっている。設置校は以下の通りである。

小学校:盛岡市立河北,同見前,滝沢市立滝沢第二,北上市立黒沢尻西,同飯豊,同二子,奥州市立水沢,同常盤,同姉体,同前沢,同胆沢愛宕,一関市立山目,同油島,同花泉,同藤沢,大船渡市立赤崎,宮古市立崎山,山田町立船越,岩泉町立小本,洋野町立種市,同帯島。以上21校。盛岡市立河北小学校のみ2学級設置。

中学校:盛岡市立上田中学校,零石町立零石中学校,淹 沢市立滝沢中学校,北上市立北上,同飯豊,奥 州市立水沢,同水沢南,同江刺第一,金ヶ崎町 立金ヶ崎,一関市立花泉,山田町立山田,岩泉 町立小本。以上12校。

- 13 昭和48 (1973) 年4月に岩手県立花巻養護学校が開校した ことにともない岩手県立盛岡養護学校と改称した。平成21 (2009) 年4月に現校名である岩手県立盛岡となん支援学校 と改称した。
- 14 在籍児童生徒数の減少については、全国的な傾向として地域の小中学校で教育を受けさせたいという親の願いと、その

願いに応える形での肢体不自由特殊学級の設置が増加しているという状況(村田 [1997]129)があることが推測されるが、現時点でそのことを証明する資料やデータはない。そのことの検証は他日を期したい。

- 15 岩手県立盛岡養護学校の各年の研究集録,研究紀要,30周 年記念誌,50周年記念誌を参考にした。
- 16 小学部では昭和58 (1983) 年度から同61 (1986) 年度への 研究で教育課程の類型を作成し、基本となる4つのコースを 基に事例研究や授業研究を行うとともに、養護・訓練の研修 を加えて研究・研修を進めている。その結果、児童の心身の 障害の重度化、多様化または少人数化の傾向の中で、集団指導のあり方、指導体制のあり方、教材の精選と系統だて、合料・統合の問題など、さまざまな課題が出されたとしている (岩手県立盛岡養護学校小学部[1987]3)。基本となる4つの コースは以下の通りである。

【A コース】普通教育に準じた教育 各教科, 道徳, 特別活動, 養護・訓練

【B コース】下学年代替による教育 各教科, 道徳, 特別活動, 養護・訓練

【Cコース】

教科(生活, 国語, 算数, 音楽, 図工, 体育), 道德, 特別活動, 養護・訓練

【Dコース】

生活、養護・訓練

(岩手県立盛岡養護学校[1987]3の表より)

- 17 3つのグループは以下のように分類されている。
 - ①分類1…発達全般の著しい遅れ・生活リズムの未確立
 - ②分類2…発達の偏り, 感覚受容の偏り
 - ③分類3…簡単な認知学習が可能

以上のように分類した上で、分類1に対しては生活リズムの確立を主に簡単な認知学習を、分類2に対しては簡単な認知学習を主に生活リズムの確立を、分類3には教科学習のレディネス作りを行うとしている(岩手県立盛岡養護学校小学部「1992]小7)。

- 18 昭和52 (1977) 年度から河北小学校には精神薄弱特殊学級が設置された。その後は平成27 (2015) 年度まで肢体1学級,精神薄弱1学級の状況が続く。
- 19 河北小学校に残された資料を基に作成したが、児童の特定を避けるため、年度と出典は示していない。

引用文献

新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識 者会議(2021)「新しい時代の特別支援教育の 在り方に関する有識者会議 報告」。

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/154/mext 00644.html (2021.11.25閲覧)

- 千葉奈穂美(2021)「小学校肢体不自由特別支援 学級と通常の学級との交流及び共同学習」(日 本肢体不自由教育研究会『肢体不自由教育』 248) 18-23。
- 細村迪夫(1981)「養護学校義務制施行後における諸施策と課題」(全国肢体不自由養護学校長会『肢体不自由教育の発展 改訂増補版』)

106-116₀

- 岩井澤通代(2016)「あおば学級の思い出」(盛岡市立河北小学校『あおば学級開級記念 肢体不自由特別支援学級60周年 知的障害特別支援学級40周年』)
- 岩手県教育庁(1957)『岩手県教育年報1956』。
- 岩手県教育委員会(1982)『岩手近代教育史』第3巻。
- 岩手県教員組合 (1958) 『岩手の教育 1·2·3· 4分科会』 35-45。
- 岩手県障害児教育史研究会 (2010) 『岩手の障が い児教育史』 103-115。
- 岩手県立盛岡養護学校小学部(1987)「研究集録 昭和62年度 」(岩手県立盛岡養護学校『研究集録 昭和62年度 』)1-20。
- 岩手県立盛岡養護学校小学部 (1992)「小学部」(岩手県立盛岡養護学校『平成4年度研究紀要 第16集』) 小1-小25。
- 岩手県立盛岡養護学校(1993)『創立30周年記念 誌』。
- 河合康(2019)「肢体不自由児学級」(中村満紀 男編『日本障害児教育史 戦後編』明石書店) 727-737。
- 国立特殊教育総合研究所(2001)『全国小·中学校肢体不自由特殊学級実態調査報告書』。
- 文部省(1982)『肢体不自由教育の手引き』。
- 盛岡市教育研究会(1968)『昭和43年度 研究紀 要』。
- 盛岡市立河北小学校(1963)『創立10周年記念誌』。 盛岡市立河北小学校(1971)『昭和46年度実践記 録集 河北の教育』。
- 盛岡市立河北小学校(1975)『学級経営要覧 昭和50年度学年・学級経営』7。
- 盛岡市立河北小学校(1992)『あおば学級開級記念 肢体不自由特殊学級35周年 精神薄弱特殊学級15周年』)。
- 盛岡市立河北小学校(2006)『あおば学級開級記念 肢体不自由特殊学級50周年 精神薄弱特殊 学級30周年』。
- 村田茂(1997)『日本の肢体不自由教育』,慶應義 塾大学出版会。

- 佐藤ミツ(1993)「肢体不自由学級回想の記」(盛 岡市立河北小学校『創立40周年記念誌』)30。
- 佐藤ミツ (2006) 「輝いて余りある50年」(盛岡市 立河北小学校『あおば学級開級記念 肢体不自 由特殊学級50周年 知的障害30周年』) 6。
- 柴垣登(2022a)「戦後の小学校内肢体不自由特殊学級の意義についてI 盛岡市立河北小学校肢体不自由特殊学級の開級の経緯に着目して-」(『岩手大学教育学部研究年報』81)143-162。
- 柴垣登(2022b)「戦後の小学校内肢体不自由特殊学級の意義についてⅡ 盛岡市立河北小学校 肢体不自由特殊学級の養護学校義務制実施までの状況に着目して-」(『岩手大学教育学部研究年報』81)163-182。
- 東海林隆幹(2006)「あおば50周年に向けて」(盛 岡市立河北小学校『あおば学級開級記念 肢体 不自由特殊学級50周年 精神薄弱特殊学級30周 年』)8。
- 菅原孝(1990)「はじめに」(岩手県立盛岡養護学校『平成元年度 研究集録』)。
- 杉村景弘 (1973)「肢体不自由学級の運営」(岩手県立教育センター『教育研究 岩手』27) 41-46。
- 杉村景弘 (1978) 「交流学習のあり方を求めて」(岩 手県立教育センター『教育研究 岩手』41) 50-51。
- 特殊教育に関する研究調査会 (1978) 「軽度心身 障害児に対する学校教育の在り方 (報告)」。
- 全国肢体不自由養護学校長会(1981)『肢体不自 由教育の発展 改訂増補版』。
- 渡辺正治(1993)「県立養護学校発足の原点」(岩 手県立盛岡養護学校『創立30周年記念誌』)51。